

# ガスと電気の口座割引[付帯契約型] (選択約款)

令和元年10月1日実施



## 目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の成立	1
4. 料 金	1
5. その他	1

## 付 則

1. 実施時期	2
2. この選択約款に伴う切り替え措置	2
(別 表)	2

## 1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款の対象となる選択約款で規定するガス需給契約もしくは一般ガス供給約款で規定するガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

## 2. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たすお客さまに適用いたします。

- (1) 主契約として、当社の定める約款（別表）にもとづく契約を締結すること。
- (2) 上記主契約に加え、当社の定めるずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3、ずっとも電気1Sのいずれかの電気契約を締結すること。
- (3) 上記契約にもとづく料金を口座振替によりお支払いになり、かつ、この選択約款の適用を希望されること。

## 3. 契約の成立

ずっとも割引は、当社との電気契約の手続きを完了し、お客さまの電気の請求を当社が確認したときに成立いたします。

## 4. 料 金

当社は、各料金算定期間の料金を、次の規定にもとづき算定いたします。

- (1) ずっとも割引額は、1主契約につき、次に定める金額といたします。
- (2) ただし、各料金算定期間のずっとも割引額は、別表に定める主契約によって算定された金額を上回らないものといたします。
- (3) 各料金算定期間の主契約の料金は、別表に定める主契約によって算定された場合の料金から、ずっとも割引額を差し引いたものといたします。
- (4) また、各料金算定期間の料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、ずっとも割引額を差し引く前の料金として算定された金額とずっとも割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を、ずっとも割引取消額として、原則として翌月の料金に加算し、翌月の料金として申し受けます。

1 主契約につき	55.00円 (消費税相当額を含みます)
----------	-------------------------

## 5. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款及び選択約款の各約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施期日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

### 2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) この選択約款実施の前日に現に選択約款のガスと電気の口座割引[付帯契約型]（平成29年10月1日実施）の契約が成立している場合には、令和元年10月1日以降、一般ガス供給約款および本選択約款をあわせて適用します。
- (2) 当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前のガスと電気の口座割引[付帯契約型]選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別表第1)

- (1) 主契約として当社の定める約款は、次のとおりといたします。

一般ガス供給約款、家庭用ガス温水暖房契約、家庭用ガスコージェネレーションシステム契約、小型空調パッケージA契約、家庭用暖房契約

- (2) その他当社が定める選択約款等に対しこの選択約款を適用する際には、その選択約款等への記載にて規定いたします。